

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律  
独立行政法人農畜産業振興機構法

規制の名称：輸入加糖調製品の独立行政法人農畜産業振興機構との義務売買を通じた売買差益の徴収措置の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農林水産省農産局地域作物課

評価実施時期：令和5年10月～令和5年12月

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

当該規制は、平成29年11月の「総合的なTPP政策関連大綱」に基づいて改正された「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（以下、「糖価調整法」という。）により、平成30年12月30日（CPTPP発効日）から、加糖調製品を新たに調整金の対象とし、これを財源として、輸入に係る粗糖の独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の売戻価格を引き下げる（調整金を軽減する）ことを通じて国内産糖（輸入又は国内産の粗糖を使用して製造される砂糖）の競争力強化を図ることを目的として設定された。なお、加糖調製品の調整金は国際約束の範囲内で徴収することになっており、具体的にはWTO譲許税率と関税暫定措置法に基づいて設定される暫定税率の差額分を徴収している。

この事案において、社会経済情勢の変化は想定外のものも含め起こっていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時から引き続き、加糖調製品からの調整金を徴収し、これを財源として、輸入に係る粗糖の売戻価格を引き下げることで、砂糖と加糖調製品の価格差を調整し、甘味資源作物の安定生産と国内産糖の安定供給を図ることが求められている。

当該措置が導入されなかった場合、加糖調製品に調整金が課されないため、国内産糖よりも安価な加糖調製品が大量に輸入され、国内産糖の需要を奪うことが引き続き想定される。この場合、

- (1) 国産の砂糖の需要が減少することにより、粗糖の輸入量が減少することで、輸入に係る粗糖から徴収する調整金水準の引上げが必要になる
- (2) (1)に伴い、国内産糖と輸入に係る粗糖の価格がともに上昇し、国産の砂糖の価格が上昇することにより、加糖調製品との価格条件の更なる悪化を招く
- (3) (2)に伴い、加糖調製品の更なる輸入量の増加を招く

という悪循環に陥り、結果として糖価調整制度の安定運営が困難になることで、北海道、鹿児島、沖縄等の基幹作物であるてん菜及びさとうきびの生産者や、国内産糖の製造事業者の経営が困難になり、国内産糖の安定供給に支障をきたす可能性がある。

現在もこのベースラインに変化はない。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

国内産糖の安定供給を図ることで、国民生活の安定に寄与するという目的は、社会経済情勢の変化による影響はないため、当該規制は引き続き必要である。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

輸入申告者が機構と加糖調製品の売買をするためには、オンライン申請書の提出、機構への調整金の納付の事務手続きが必要であるが、事前評価時には、加糖調製品の売買に係る申請システムの改修等が始まっていない段階であったため、その費用の推計が困難であった。

実際には、申請書の準備及び提出並びに調整金の納付には合計約1時間かかると想定されることから、事業者の人件費単価を約2,000円/時間（※）とすると、輸入売買1件あたりの遵守費用は、2,000円/時間×1時間=2,000円/件と算出される。平成30年12月30日から令和5年9月30日までの輸入売買件数は累計で約44,580件であるため、2,000円/件×44,580件=約9,000万円となる。

従って、遵守費用は、約9,000万円となる。

（※）国税庁令和4年「民間給与実態統計調査結果」、厚生労働省「労働統計要覧（令和4年度）」から算出

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、加糖調製品の売買に係る申請システムの改修が始まっていない段階であったため、推計が困難であった。

実際には、令和5年6月30日までの時点で、輸入申告者と機構の加糖調製品売買を管理するシステムの改修費として約6,500万円、システムの保守費用等で約1,700万円、当該規制導入に伴う説明会や派遣労働者の賃金等で約2,000万円。合計で約1億円の行政費用が発生している。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

国内の砂糖価格や輸入加糖調製品の価格を左右する国際糖価は大きく変動するため、事前評価時に定量的な目標設定は困難であったが、実際には当該規制により、輸入加糖調製品からの調整金が徴収され、その調整金収入を原資として、以下表1のとおり輸入粗糖の調整金の軽減を措置しているところ。輸入粗糖の調整金軽減措置により、国内の砂糖の製品価格の引下げという効果が発生している。

また、これにより、②で記した悪循環に陥らず、糖価調整制度の安定運営を通じた甘味資源作物の再生産確保と国内産糖の安定供給に資するとともに、上記砂糖の製品価格の引下げも相まって、国民生活の安定に寄与している。

【表1：輸入粗糖の調整金軽減措置の推移】

(単位：円/kg)

令和元砂糖年度	令和2砂糖年度	令和3砂糖年度	令和4砂糖年度
3.4	3.0	3.0	3.9

注) 砂糖年度とは当該年の10月から翌年の9月までの期間を言う。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

加糖調製品からの調整金は、砂糖の消費量の減少を抑制し、②で記した悪循環に陥らず、糖価調整制度の安定運営を通じた甘味資源作物の再生産確保と国内産糖の安定供給に資したが、そのような中で、毎砂糖年度設定する輸入粗糖の調整金軽減額（加糖調製品からの調整金を原資とした国内産糖への支援措置の額）に基づき国内産糖の製品価格が引き下げられている。その具体的な数値については以下表のとおり。

【表 2：国内の砂糖価格引下げの効果】

	令和元砂糖年度	令和 2 砂糖年度	令和 3 砂糖年度	令和 4 砂糖年度
輸入粗糖の調整金 軽減額(円/kg)	3.4	3.0	3.0	3.9
砂糖消費量(千 t)	1,721	1,710	1,746	1,750
消費者負担の軽減 (砂糖価格引下げ) (億円)	61.3	53.7	54.8	71.5

注 1) 砂糖消費量は糖価調整法の価格調整等の対象となる分蜜糖の消費量

消費者負担の軽減は加糖調製品からの調整金を原資として国内産糖への支援に充当した額

注 2) なお、加糖調製品の国内価格については、ベースラインでの関税として徴収されていたであろう額を、暫定税率の引下げ分を調整金として徴収するものであって、関税での徴収と調整金での徴収の場合で変わらないところ。

加糖調製品からの調整金を国内産糖への支援に充当することで、国内産糖の価格競争力が強化され、国内の甘味全体の需要量に占める砂糖のシェアを加糖調製品から奪還した。具体的には平成 30 砂糖年度の砂糖のシェアが約 59%、加糖調製品のシェアが約 12%であったのに対し、令和 4 砂糖年度の砂糖のシェアは約 61%（+2%）、加糖調製品は約 11%（▲1%）となっている。

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響や波及的な影響はない。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制により、④⑤に記載したように、遵守費用及び行政費用が発生したが、加糖調製品からの調整金を財源として、輸入粗糖の調整金負担を引き下げることによって、両者の価格差を縮小させ、国内の甘味全体の需要量に占める砂糖のシェアを加糖調製品から奪還し、甘味資源作物の再生産確保と国内産糖の安定供給に資するとともに、当該規制により砂糖の製品価格が引き下げられることで上記費用等を大幅に上回る便益が生じている。

当該規制がなければ、TPPを契機とした加糖調製品の輸入の増加が生じ、②に記載した悪循環により、結果として糖価調整制度の安定運営が困難になるおそれがあることから、当該規制は引き続き必要と考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。